別紙 ⑥

基本金明細書

（自）令和 4年 4月 1日 （至）令和 5年 3月31日

社会福祉法人 祥健会
拠点区分：特別養護老人ホーム とうごう苑

（単位：円）

区分並びに組入れ及び取崩しの事由		合計	各拠点区分毎の内訳	各サービス区分毎の内訳						
			とうごう苑	とうごう苑	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ	支援センター	ｼｮｰﾄｽﾃｨ	ヘルプ	グループ	小規模
前年度末残高		423,176,907	423,176,907	310,614,837	75,380,316	11,752,672	25,388,582	0	40,500	0
	第一号基本金	243,074,898	243,074,898	175,909,799	43,855,878	7,716,014	15,552,707	0	40,500	0
	第二号基本金	167,101,009	167,101,009	121,704,038	31,524,438	4,036,658	9,835,875	0	0	0
	第三号基本金	13,001,000	13,001,000	13,001,000	0	0	0	0	0	0
第一号基本金	当期組入額 増築費用に充てるための寄附金									
	計									
	当期取崩額									
	計									
第二号基本金	当期組入額 施設創設時の設備資金借入金の償還のための寄附金									
	計									
	当期取崩額									
	計									
第三号基本金	当期組入額									
	計									
	当期取崩額									
	計									
当期末残高		423,176,907	423,176,907	310,614,837	75,380,316	11,752,672	25,388,582	0	40,500	0
	第一号基本金	243,074,898	243,074,898	175,909,799	43,855,878	7,716,014	15,552,707	0	40,500	0
	第二号基本金	167,101,009	167,101,009	121,704,038	31,524,438	4,036,658	9,835,875	0	0	0
	第三号基本金	13,001,000	13,001,000	13,001,000	0	0	0	0	0	0

（注） 1.「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合には、記載を省略する。

2. ①第一号基本金とは、注解 （注12）（1） に規定する基本金をいう。
②第二号基本金とは、注解 （注12）（2） に規定する基本金をいう。
③第三号基本金とは、注解 （注12）（3） に規定する基本金をいう。

3. 従前及び今回の改正において特例により第一号基本金、第二号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。